

第2章

平成26年度新規・重点事業

1 高齢者肺炎球菌感染症予防接種

(1) 目的

高齢者を対象に肺炎球菌感染症予防接種を実施し、肺炎の罹患及び重症化の防止を図る。

(2) 対象

(1) 定期接種

当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方及び60歳から65歳未満で心臓等内部疾患に1級程度の障害のある方で、このワクチンを初めて接種する方

(2) 任意接種

65歳以上の定期接種対象以外の方で、このワクチンを初めて接種する方

(3) 内容

23価肺炎球菌ワクチンを1回、市内の指定医療機関において自己負担4,000円(生活保護受給者等は無料)で接種する。

(4) 方法

(1) 定期接種

①実施期間：平成26年10月1日～平成27年3月31日

②実施方法：保健所から対象者へ予防接種券を郵送
市内の指定医療機関において接種を実施

(2) 任意接種

①実施期間：平成26年7月1日～平成27年3月31日

②実施方法：接種希望者がハガキ等で保健所へ申込み
保健所から申込者へ予防接種券を郵送
市内の指定医療機関において接種を実施

(5) 実績

接種者数

(1) 定期接種 12,313人

(2) 任意接種 8,097人

合計20,410人

2 水痘（みずぼうそう）予防接種

（1）目的

予防接種法の改正により平成26年10月1日から定期予防接種として実施し、水痘（みずぼうそう）の罹患及び重症化の防止を図る。

（2）対象

- （1）水痘に未罹患の1歳から2歳11か月までのお子さん
- （2）水痘に未罹患で水痘ワクチン未接種の3歳から4歳11か月までのお子さん
※（2）は平成26年度のみ

（3）内容

- （1）1歳から2歳11か月までのお子さん：2回接種（3か月以上間隔）
- （2）3歳から4歳11か月までのお子さん：1回接種
- （3）接種費用無料

（4）方法

市内の指定医療機関において接種を実施する。

（5）実績

接種者延数

1回目：5,270人 2回目：2,289人 合計：7,559人

3 中核市八王子としての動物衛生業務の構築

(1) 目的

中核市への移行に伴い新たに移譲される権限を活用し、中核市八王子として市民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指していく。

(2) 対象

市民

(3) 内容

中核市への移行に伴い「八王子市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定するため、八王子市における動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取、協議を行う「八王子市動物の愛護及び管理に関する条例制定協議会」を設置した。また、中核市として新たに移譲される権限を活用し、八王子市動物愛護推進員の委嘱及び八王子市動物愛護推進協議会を設置するための準備を行った。

(4) 方法

- (1) 八王子市動物の愛護及び管理に関する条例制定協議会
学識経験者、東京都獣医師会八王子支部、町会・自治会連合会、東京都職員など8名の委員で構成し、総合的な見地から様々な意見を聴取し条例を制定した。
- (2) 八王子市動物愛護推進員
東京都動物愛護推進員で八王子市在住の5名を八王子市動物愛護推進員として委嘱した。
- (3) 八王子市動物愛護推進協議会
八王子市動物愛護推進員の活動を支援する方策及び今後の八王子市における動物衛生業務のあり方について議論するため、学識経験者、東京都獣医師会八王子支部、町会・自治会連合会、市内の動物愛護ボランティア団体など9名の委員構成で協議会を設置した。

(5) 実績

- (1) 八王子市動物の愛護及び管理に関する条例を施行
- (2) 八王子市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則を施行
- (3) 八王子市動物愛護推進員の委嘱
- (4) 八王子市動物愛護推進協議会の設置
- (5) 市内で活動する動物愛護ボランティア団体との連絡会を設置

4 市内精神科病院における退院調整に関する調査

(1) 目的

平成26年度の精神保健及び障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正に伴い、精神障害者が地域でより安心して暮らせる体制の整備が求められている。特に入院医療の大きな転換が求められており、精神障害者の地域移行に向けて、管内の精神科病院における取り組みの現状や課題について把握し、行政機関である保健所の役割を検討する。

(2) 対象

市内精神科病院17施設（八王子医療刑務所を除く）

(3) 内容

精神保健福祉法の改正により、医療保護入院制度に関して、病院管理者には次の3点が義務付けられた。保健所においては、この法改正を受け、各病院の体制整備、課題についての取り組み及び保健所に対する要望等の調査を実施する。

- (1) 退院後生活環境相談員の配置
- (2) 地域援助事業者の紹介（努力義務）
- (3) 医療保護入院者退院支援委員会の開催

(4) 方法

- (1) 平成26年7月～10月に実施
- (2) 事前に病院訪問を行い、病院管理者へ調査依頼と質問用紙を配布
- (3) 後日保健師が各病院へ出向き退院調整の担当者に聞き取り調査を実施

(5) 結果

- (1) 退院後生活環境相談員
主に精神保健福祉士が選任されており、その他には作業療法士、看護師、事務職も選任され、一人あたりの担当患者数は1～71人と幅があった。また、入院後間もない患者や家族に退院後のイメージを理解してもらう事が大変であるという意見があった。
- (2) 地域援助事業者の紹介
多くの病院で市内の事業者の情報はあがるが、市外の事業者についての情報は不足していた。
- (3) 医療保護入院者退院支援委員会
開催している病院はまだ少数であった。開催には参加者の日程調整や書類準備などの煩雑さはあるものの、患者の希望を聞くことができる、支援方針をすり合わせることができる、家族への働きかけができるというメリットがあるなどの意見があった。
- (4) 保健所への要望
法改正の周知、退院後生活環境相談員同士の情報交換会の開催、病院と地域援助事業者の意見交換の企画、高齢部門や障害部門との連携、広域的な情報提供、保健師の役割や連携について等が挙げられた。